

# シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

## 接見技術のダイヤモンドルールを作ろう! —可視化時代にこそ学ぶあらゆる弁護の基本

取調べの可視化実現大阪本部 副本部長 秋田 真志

あなたは、先輩弁護士の接見を見たことがあるだろうか?

あなたは、先輩弁護士から接見技術を指導してもらったことがあるだろうか?

あなたは、後輩弁護士に対し語るべき接見技術を持っているだろうか?

これらの質問に全て「イエス」と答えられる弁護士は少ないのではないかな。

「〇〇君、××署に接見に行ってくれるかな?」

忙しいボス弁にとってみれば、接見はアソシエイト弁護士に代わりにしてもらいたい仕事の筆頭だろう。かくして、若手弁護士は一人で接見に赴くことが多くなる。公判と異なり、他人の接見を見ることもなければ、自分の接見が見られることもない。若手弁護士が見よう見まねで学ぶ機会すら限られる。実務の中で批判されて成長する機会も少ない。

それでは、私たちは実務以外の場面で、どのような接見技術を学んできたのであろうか。これも大いに心許ない。ロースクールや研修所教育で体系的な接見技術が伝えられたと言えるだろうか。仮にそのような接見技術があったとして、それらが普遍的なものとして、弁護士たちに共有されてきたのだろうか。

結局、私たちの多くは、自己流の接見を重ねてきたというほかない。

考えてみれば、不可解なことである。接見交通権こそが弁護人依頼権の中核である。1に接見、2に接見、3、4がなくて5に接見。刑事弁護は、接見に始まり、接見に終わるとも言われてきた。刑事弁護だけではない。接見は民事事件における依頼者との打ち合わせにも通ずる。「接見」は全ての弁護士にとって基本中の基本である。

にもかかわらず、その接見の技術の中味を問われると、多くの弁護士が答えに窮することになるのである。

それでは、接見技術はあるのか。

答は「イエス」である。参考になるのは、取調べの可視化の先進国というべきイギリスの経験である。1980年代に取調べの可視化を実現したイギリスでは、可視化によって取調べ官たちの取調べの稚拙さが露呈することになった。危機感を抱いたイギリス警察は、心理学者などの協力を得て、PEACEモデルという取調べ技術を開発した。そこでは、カウンセリング理論や供述心理学などの科学的知見が技術として取り込まれた。他方で、可視化は取調べに立ち会うイギリスの弁護士にも転機となった。警察が取調べ技術を向上させたのに対し、弁護技術の稚拙さが浮き彫りになってきたのである。彼の国の弁護士たちも手をこまねいていた訳ではない。警察が技術を磨くのと同じくして、事情聴取やアドバイスなどの接見・立ち会い技術を進歩させた。警察・弁護ともに、可視化によって技術が向上したのである。

イギリスで培われた技術は、当然わが国の接見技術としても応用可能である。私たちは、従前、接見が人に見られないことに甘んじることによって、普遍的に通用する接見技術を開発、向上させることを怠ってきたと言えるであろう。

わが国も、取調べの可視化が実現しようとしている現在、捜査弁護の巧拙が市民の目に露呈しやすくなってきた。今こそ、全世界に普遍的な技術に加え、わが国の実情をも踏まえた接見技術を開発、発展させなければならないのである。

このような問題意識から、取調べの可視化実現大阪本部は、わが国の接見技術を改めて見直す連載を開始することにした。名付けて接見技術のダイヤモンドルールである。尋問技術と同様、接見技術を極めることを目指したい。